

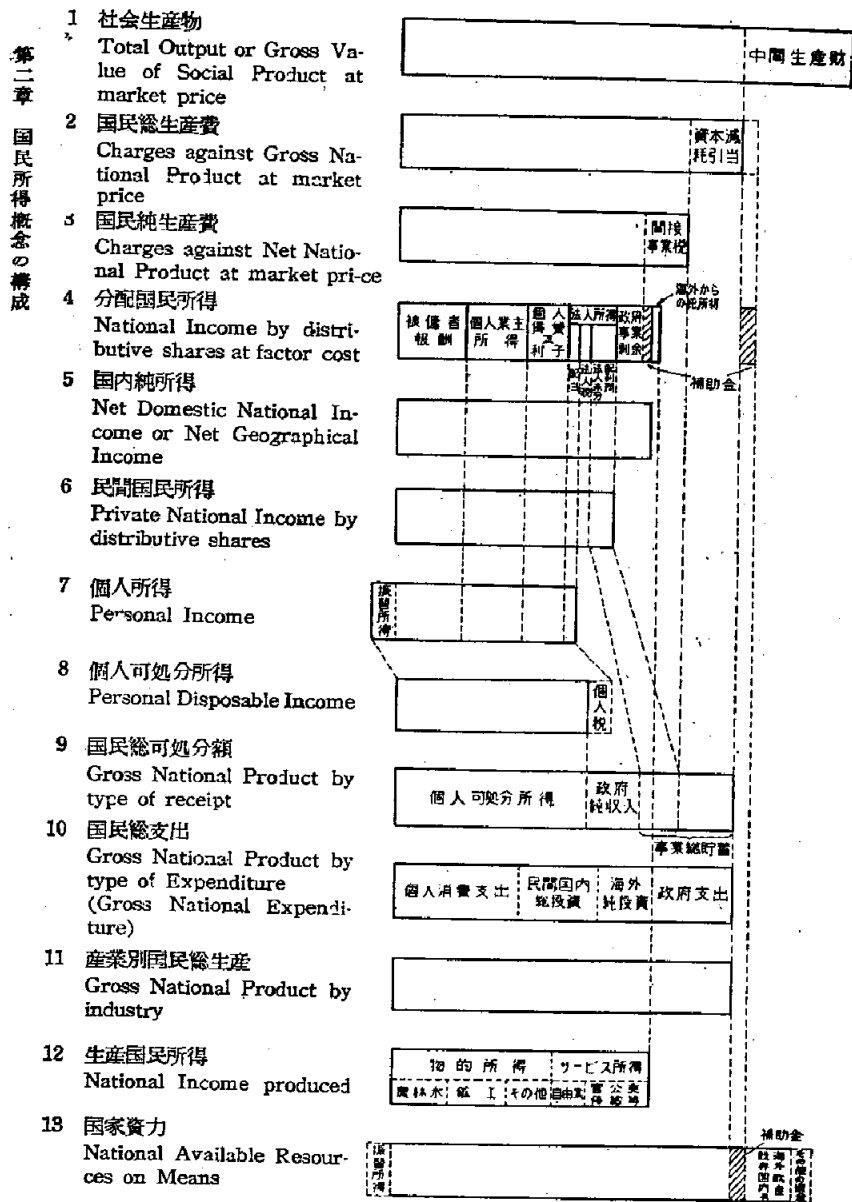
第二章 国民所得概念の構成

第一節 国民所得と類似総量概念との相互関連

国民所得統計は、今日、後述の如く国民経済の総括バランスである国民所得と支出バランスや、国民経済の個別バランスの一つである個人所得と支出バランス等の複合集団からなる、いわゆる国民経済計算（又は社会勘定）を中心として発展しつつあるが、これらを構成する国民所得は勿論のこと、それに類似する総量概念、例えば個人所得、可処分所得、国民総支出、国民総生産等の各統計集団も、単独でも極めて有用と考えられる。しかも、これらの諸概念は、生産又は所得の流れに即してみると、その主要な面を構成するもので、それぞれ相互に密接な関連をもっている。いまこれらの関連を図解してみると、次にしめす国民所得と類似総量概念の相互関連図（第二図）の通りである。

ある国の産業各部門の経済活動により生産された個々の財貨及び用役の市場価値を単純に集計してえられた総価値は第二図の1の社会生産物である。これは例えば或る期間に生産されたパンも、その原料である小麦粉もそのまま合計されることとなり、製品とその原料との価値が二重に計算されることとなる。右の社会生産物の価値から原料などの中間生産財の価値をおとして得られた生産物を国民総生産とよび、その国民総生産の生産に要した総費用とみなされるものを市場価格であらわしたものが図の2の国民総生産費である。

第二図 国民所得と類似総量概念の相互関連図



第二章 国民所得概念の構成

つぎに右の総費用から資本減耗引当を差しひいたものが図の3の国民純生産費（これはまた市場価格であらわした国民所得ともいわれる）となる。これは市場価格で評価されているので、間接事業税を差しひき、補助金を加えると要素費用であらわした分配国民所得（図の4）となる。図の5の国内純所得と分配国民所得との関係は、後者には海外関係の所得として、海外からの受取から海外への支払を差し引いた純額がふくまれており、それはある国の居住者の純所得をいみしているが、前者では海外からの受取所得をのぞき、海外への支払所得を計上し、ある国の領域に物理的に存在する生産要素にたいする純所得をいみしているのである。

さらに図の6の民間国民所得は、分配国民所得から政府事業剰余をのぞいたものであり、図の7の個人所得は、それよりさらに法人未分配利潤と法人税をおとし、振替所得を加え、個人の実際の受取所得をあらわすものである。なお図の8の個人可処分所得は個人所得から個人税をひいたものである。図の9の国民総可処分額は、国民総生産の受取面、あるいは国民総支出に対する処分面をあらわすものである。図の10は国民総支出をしめし、それは国民総生産費と同額で、後者は生産物の費用を、前者はその成果をあらわすものである。図の11の産業別国民総生産は、国民総生産の産業部門別活動の総附加価値をしめし、図の12の生産国民所得は右から資本減耗引当及び間接事業税をひき、補助金を加えたもので、要素費用ではかられた分配国民所得と等額となる。最後に図の13は、産業別国民総生産（市場価格によるもの）に利用可能な既存国内資産（例えば生産施設等）や海外資産の価値、ならびに補助金を加えたものである。これには、なお同図の点線で示したように、資金の流れと対応するものとして、さらに振替所得や産業資金のうち、設備及び在庫品純増に対応するもの以外のその他の運転資金を加えたもの等も考えられる。

そこでこれらのうち、主要な単一統計集団について、その概念、特にその構成の内容をやや具体的にのべてみよう。

なお、以下の説明は、国民所得統計の国際比較を容易にするため、国連統計局等から発表された国民所得や国民支出の統計方式に、わが国経済の特殊性を可及的に織込んで考えたものである。

第二節 国民総生産

国民総生産とは、ある国の一定期間における経済諸部門の経済活動によつて生産された財貨及び用役を、産業別に市場価格で評価したものであるが、この直接的な評価は推計技術上なお若干の困難があるので、通常要素費用で表わされた生産国民所得に調整項目を加えることによつて得られる。すなわち後述するように生産国民所得は企業の資本減耗引当を含まず、又要素費用で表わされているので、これを調整するため、先ず資本減耗引当を加え、次に間接税を加えて補助金を差し引くのである。この詳細は次の国民総生産費において述べることにし、ここでは主として生産国民所得及び産業別国民所得について説明しよう。

生産国民所得は一定期間における経済の全産業部門の経済活動によつて新たに附加された価値—純生産物価値—の貨幣評価額を合計したものであり、それは各産業部門別にその附加価値の総額を、第一次的には、主としていわゆる物的方法（附加価値の方法）によつて推計されるものと、第二次的には、次の表にみられる如く分配国民所得を産業別に組替えたものがある。後者をたんに産業別国民所得とよんでいる。

生産国民所得は、通常次に示す如く日本標準産業分類による産業部門別にあらわされるが、それはまた物的所得と、用役所得及び海外よりの純所得の三つに区分せられ、さらに、多少の問題はあるが、物的所得を消費財と生産財の両部門に分けることも出来る。

第4表 米國産業別國民所得 (1946年)

(單位は万圓)

所得	被雇者報酬 ^a		非企業所得 ^b	實業所得 ^c	会社所得(税引前)		米分配 ^d	在庫品調整(控除項目)		正味 ^e	合計		
	金給	その他			会社所得(税引前)	小計		対会社所得 ^e	対非会社所得 ^f				
總計	11,113	5,650	36,259	6,865	21,146	8,601	12,539	5,614	6,925	-4,689	-1,308	3,174	178,204
農林水産業	2,757	10	15,342		146	68	78	37	41			294	18,549
農	2,536	6	15,213		145	65	80	32	48			289	18,189
林	221	4	129		1	3	-2	5	-7			5	360
水産業	2,377	88	162		524	157	407	194	213	-72	-10	9	3,118
製造業	4,225	207	1,932		296	118	178	18	160	-31	-30	4	6,063
工業	36,558	1,545	1,506		10,888	4,520	6,398	2,851	3,487	-2,891	-132	-51	47,653
建設業	19,679	595	10,684		4,622	1,895	2,727	541	1,963	-1,544	-1,136	-59	32,841
卸売小売業	8,968	296	779		1,637	624	1,019	545	468			1,373	14,753
金融業	805	42	204	6,865	230	134	96	158	-82			1,684	9,833
不動産業	8,370	410	416		740	361	379	287	52			391	10,202
運輸業	2,824	205	24		1,411	555	856	638	218	-125		369	4,747
通信業	9,778	203	5,500		757	302	454	152	302	-86		722	17,020
サービス業	20,868	2,151			109	118	-4					122	28,019
政府		0											239

〔註〕 1. この表は米國政府の分配國民所得と産業別國民所得を一表に比較してみたものである。
2. 合計は a, b, c, d. の計から e と f を除き g を更に加えたものである。

またコローリン・クラークによる分類のように、全産業部門を第一次(農林水産業)、第二次(鉱業、製造加工部門)、第三次(運輸、通信、商業その他の部門)等に区分する方法もある。

なおその物的所得と用役所得の区分は極めて困難であるが、一応の分類を示すと次のようである。〔註〕

(一) 物的所得(農林水産業、鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、運輸通信業及びその他の公益事業〔電気、ガス、水道業等〕)

(二) 用役所得(金融保険業、不動産業〔消費地代家賃を含む〕、サービス業〔家事使用人、自由業を含む〕)

(三) 海外からの純所得

この産業部門別にあらわされた附加価値のうち、農業部門については、その所得は農業による発生所得であつて、農民の総所得をあらわすものではない。

また各種の産業部門はいろいろな兼業を営んでいる。例えば百貨店はトラックの運搬業を、船舶業は荷役業をいとなんでいるが、これらは原則として、分離してそれぞれの部門に計上する必要はない。

〔註〕 国連統計局の國民協定案(一九五二年八月)の国際比較の見地よりの勧告では、要業費用による国内総生産の産業分類を次の如く定めてゐる。

- (一) 農林狩猟水産業
- (二) 鉱業
- (三) 製造工業
- (四) 建設業
- (五) 電気ガス水道、衛生サービス
- (六) 運輸通信業

第二章 國民所得概念の構成

- (七) 御小売業
- (八) 銀行、保険、不動産業
- (九) 自己所有住居 (ownership of dwellings)
- (十) 政府サービス
- (十一) その他のサービス

なお米国商務省の国民所得の分類では、極めて多くの中分類が示されている(第4表参照)。また英国の一九四九年国民所得白書(一九五〇年四月)では、要素所得分として家事使用人を特掲している。

次に各産業部門別にその概要をのべよう。

(1) 農業 この項目は農業(商品生産農業(畜産、果樹、養蚕等を含む)、非商品生産農業(一九四九年基準販売額三万円未満)、農業的サービス(園芸サービス業等))によつて生産された生産物を、生産者販売価格(庭渡価格)によつて評価したものの(註)から物的経費を控除したものである。

この生産物中には、官公營事業の生産物や生産者の自家消費に充てられる部分を含み、又畜産業では、牛肉、鶏卵等の果実的生産のほか、大家畜(牛、馬、豚等大動物)飼養による増価分を含み、自家消費は生産者価格で評価せられ、また政府から交付される価格差補給金は生産者価格に含められている。

(註) 英国の一九四九年国民所得白書では、農産物の生産額統計は、最初に六―五月収穫年度で生産額を計算し、ついでその十二分の五と次年度の十二分の七を加えて推計する。

物的経費は、他部門からの購入財貨用役のほか、自家で生産し自家で使用する財貨を含むが、それは次の通りである。
すなわち種苗、蚕種、飼料、肥料、加工原材料、光熱薬剤、その他の原材料、役畜費(賃賃料)、種畜、種禽購入費、

大小農具(修繕償却)、農業用土地建物設備維持費、修繕償却費、保管販売費、間接事業税等であるが、なお農業部門から支払われる小作料を不動産業の発生所得とみなす場合は、これを経費項目とし、農業部門には含めない取扱ひ方もある。役畜賃賃料を物的経費とするのは、一応牛馬商の所得に計上されると見なされるからであり、また土地、大植物の購入は既存資本の転売と見て物的経費には入れない。

農業雇傭労賃は農業部門の所得として勿論ふくまれる。

なお、畜産業の生産額の捉えかたには問題がある。すなわちそれには、まず飼育による価値増加があり、つぎに牛乳等の果実生産、さらに役畜、競馬などの用役生産があり、なお果実には牛馬を牛馬商に売却屠殺してえた肉が入る。この場合には、右の生産手段としての牛馬の廃棄分の価値(肉、皮、骨)も入ることに注意しなければならない。このうちの役畜の用役は農産物の価値に転化され、牛肉は屠殺業者である製造業にその価値が入り、畜産物の附加価値は、牛馬商へ売却した価格にもとづく価値と、生産手段の価値増加分とよりなる(ただし後者については若干問題が残る)。

(2) 林業狩猟業 これは育林、木材伐採業、木炭製造業等の生産額(山元工場渡し)から、種苗、肥料、薬剤、林間鉄道の燃料、設備の維持修繕、減価償却費、小道具類の費用、間接事業税等を控除して推計される。林業は、農業や製造業中の製紙、パルプ業等と兼業関係にあるものが多く、林業自体の生産費及び物的経費の分離に困難がある。なお、物的経費としての造林費の取扱ひによつては、林業の附加価値は過大または過小になる。

(3) 水産業 この項は沿岸漁業、汽船トロール、汽船捕鯨、養殖業等の水揚げ価格で評価された価値から、飼料、種苗、燃料、小漁具、冷凍費、荷造運搬、販売費、漁船舶修繕償却費及び間接事業税等の物的経費を控除したもので

ある。

(4) 鉱業 この項目は鉱産物を生産者価格（山元渡価格）で評価したものであるから、原材料、燃料、動力、運搬販売、修繕費、減価償却費（元価償却は除かれる）間接事業税等を控除したものである。

(5) 建設業 この項は総合工事業（建物、道路建設業等）、職別工事業（大工業、高、鉄骨、鉄筋工事業等）の竣工高（当該期間における）から、原材料、燃料、動力、運搬、修繕、減価償却、間接事業税等を控除したものである。

(6) 製造業 この項は金属機械工業等の生産財工業と、紡織、食料品工業等の消費財工業からなり、それぞれの総生産額（工場渡価格F・O・B）から、原材料、動力光熱、荷造発送、容器、外註作業費、販売費、消耗品費、修繕費、減価償却費、間接事業税等を控除したものである。なお間接事業税を控除項目とする場合、生産額にも右に相当する税が含まれていなければならない。またこの項の所得には官公事業からの附加価値も含まれるが、専売益金は当然計上されない。さらに企業消費（例えば生産過程で消費せられる個人消費支出に類する経費——現物給与を除く）を物的経費とするかどうかは、すべての部門に通ずる問題であることはさきにも述べた通りであるが、正常時における費用をこえる過度の消費部分は、国民総生産費と国民総支出のバランス上からは個人消費支出として認められ、控除してはならない。しかしこの区分は具体的には困難である。

(7) 物品販売業 この項は卸小売の物品販売業が新品たると中古品たると問わず、その総売上高（最終小売価格で評価した分について業者が消費者から政府に代つて徴収し政府に納入するような消費税はのぞかれる）から商品仕入費、光熱費、荷造運送、消耗品費、販売費、修繕費及び減価償却、間接事業税（右の括弧内の場合には消費税相当部分を除く）等を控除したものである。

(8) 金融業及び保険業 この項は銀行、信託、農林水産中小商工金融、庶民金融、証券業、商品取引所、保険業、保険媒介代理業等であり、その性質によつて、(一)銀行、(二)保険、(三)その他質屋、保険代理、証券業に区分して考える必要がある。（詳細は第四章第一節参照）

(一) 銀行等の附加価値は、銀行の提供するサービスの対価（個人と企業とに対するもので、銀行から支払われる現金利子と帰属利子によつてあらわされるほか、銀行の有償であたえるサービス収入——保護預り料等からなる）から、他の部門からの消耗品や事務什器等の購入代、建物の修繕及び減価償却費、間接事業税及びコスト・サービスとみなされる帰属利子を控除して計算される。即ちこの純所得は賃金俸給に利潤を加えたものに等しい。

(二) 保険業の附加価値は、保険会社が個人や事業に対して提供したサービスの対価から、銀行業同様の物的費用を控除したものであり、それは保険料、運用利子、配当収入（帰属利子）の合計から支払保険金、責任準備金の増加を控除した純保険料収入より、原材料、間接事業税、減価償却等を差引いたものに相当する。したがつて帰属利子を考慮に入れると、本項の附加価値は、たとえ利子及び配当収入が他の部門の発生所得として考えられていても、二重計算とはならない。なお信託会社、特殊会社等はこの取扱に類似している。

(三) その他も大体銀行業と同じ方法で推計されるが、証券業については、証券手数料収入のうち、個人が支払うものがそのサービス売上の主体であるから、単なる仲介取引による証券の売買差益はトランスファーと見なされ、かかる資本損益は除かるべきである。

(9) 不動産業 この項は消費生活用の宅地地代及び家賃からなつており、所有者居住宅地の純帰属地代家賃等も含まれている。したがつてこれは個人の要素費用からの賃貸料支払、即ち消費支出から物的経費を控除したものに相当する

ものである。

しかし、さらに不動産に右のほか営業用に供せられるものを含めることにすると、この取扱について種々の問題がおこる。例えば不動産が小売業にその敷地を借した場合はどう取扱うかということである。不動産がえた賃貸料が、賃貸された人の産業において発生したと見るか、所有者たる不動産において発生したと見るかによつて異つてくる。後者の場合をとるとすれば、すべての産業部門からの賃貸料の支払いは、他部門からの購入として控除しなければならぬ。

このことはサービス業における対事業サービス、例えば民間放送などの広告業、倉庫業についても同じである。

(10) 運輸通信及びその他の公益事業 この項は陸運、水運、航空運輸及び附帯事業（サービス業、倉庫業等）からなる運輸業（国鉄、地方鉄道〔私設〕、軌道〔多くは公共所有〕等）、通信業（郵便、電話、電信、放送等）及び公益事業（電気、ガス、水道、衛生業等）の三つからなり、その総収入から製造業等に類する物的経費を控除する。

(11) サービス業 この項は旧分類（一九五〇年新産業分類以前のもの）におけるその他の商業、自由業等よりなるが、その内訳は、(A)旅館下宿、医療保険、対人サービス（洗濯、美容、浴場、写真、物品預り賃貸料等）、映画（製作を含む）、娯楽、競馬、貸席、ダンスホール等 (B)家事使用人を使用する世帯 (C)法務、教育（著述、芸術、遊芸を除く）、宗教 (D)非常利団体対事業所サービス（広告業等）、自動車、時計、機械修理等よりなる。

その総収入から所要経費を控除したものが純収益である。

なお (B) の家事使用人を使用する世帯については人的方法によつて推計され、賃金に現物給与（賄、住居、衣類等）を加えたものであらわされる。

(12) 公務 この項は国家及び地方の行政、司法関係の公務員（軍人を含む）の所得であつて、該部分の費用によつて推計されている。即ち人的方法によつていたので、賃金、俸給等（旅費などは政府支出であるから含めない）に相当する。また官公事業の賃金俸給利潤等の要素費用はそれぞれの産業部門に分類されている。

(13) その他分類不能の産業 この項は右の各種の産業に含めることの不可能なものである。

(14) 海外からの純所得 この項は海外からの要素費用の受超分であつて、分配国民所得の項では被備者報酬、配当、利子等の諸項目に分散して計上されることもあるが、産業別国民所得で右のごとく産業部門別に計上することは推計技術上困難であるので、一括して本項に計上してしめされるのが通例である。

以上によつて生産国民所得の概念と構成についてその概略をのべたが、さきにも述べたごとく、生産国民所得は、分配国民所得の分配分を産業別に組替えてもその結果は原則的には一致すべきものと考えられるのである。

第三節 国民総生産費

国民総生産費とは、ある国の一定期間における経済諸部門の活動によつて生産された前述のいわゆる国民総生産（市場価格によつて評価）に対応する総費用をあらわすものであつて、それは次のごとく要素費用（分配国民所得）とその他の費用（調整項目）等よりなる。

一、分配国民所得

二、調整項目

(1) 間接事業税

- (2) 事業振替支出
 - (3) 補助金(控除項目)
 - (4) 資本減耗引当
 - (a) 減価償却
 - (b) 資本偶発損
 - (c) 資本経常損失
- 三、統計的誤差
- 四、国民総生産費(一十二三)

一、分配国民所得

これは当該国の居住者(一時的に海外にあるものも含む)が経済活動に参加することによつて、生産諸要素に帰属する所得(現金及び現物)の総額である。従つて分配国民所得には、さきにも述べたごとく居住者に実際には支払われても、当該期に発生したものではない所得は含まれないのである。分配国民所得は、当該国の居住者(個人所得における居住個人より範囲が広く法人や政府企業も含む)によつて生産された財貨と用役を、要素費用(賃金、俸給、地代、家賃、利子、利潤等)であらわしたものであり、生産国民所得や国民総支出とは別の方法で捕捉されるものであるが、その構成をいかにあらわすかは、経済活動の構造分析(例えば分配分の構造等を明らかにするため)に最適な方式に従うべきである。現在わが国でおこなわれている方式を示すと次の七項目からなつてゐる。〔註〕

一、勤勞所得

- 二、個人業主所得
- 三、法人所得
 - (一) 法人税及び類似負担
 - (二) 税引所得
 - (三) 配当
 - (a) 未分配利潤
- 四、官公事業剰余
- 五、個人利子所得
- 六、個人賃貸料所得
- 七、海外よりの純所得

〔註〕 国連統計局の国民勘定案(一九五二年八月)による経済主体別国民所得(National Income by type of organisation)は次のように分けてゐる。

- 一、民間企業
- 二、公企業
- 三、個人及非営利団体
- 四、一般政府
- 五、海外よりの純所得

これらの七項目のうち最後の項目をのぞいたものは、国内事業場からの発生所得(国内国民所得)であり、いずれも

産業部門別にあらわしうる。以下各項目について説明しよう。(このうち一、二、五及び六については個人所得において説明することとし、ここでは個人所得と異なる主な点についてのみのべることにする)

まず勤労所得については、個人所得では被働者の所得の実際受領額を集計すべきものであるが、分配所得ではこれを所得発生の時点で捉え、さらに個人所得では算入されない社会保険料の雇主及び被働者負担を含んでいる。

個人利子所得については、分配国民所得では個人所得分にさらに政府(政府企業を除く)が受取る利子配当をふくましめねばならない。

法人所得は、法人税(税払戻をのぞく)とこれに類する負担、個人配当及び法人未分配利潤(これは株主に帰属するものではあるが、実際には支払われず企業の内部に留保されたものであつて、各種の積立金、準備金の形をとつていゝる。そのうち例えば退職積立金等はむしろ被働者報酬とすべきであるとの意見もある。退職金の支払は現行の国民所得概念上では振替支出と見なされている)から構成される。

なお当該国法人の海外出先機関からの利潤(海外で課せられた法人税はのぞかれる)取寄せの純受取分は附加される。(但し、これは海外よりの純受取所得に一括することに取扱われている)また逆に法人所得には国内で営業している外国法人の未分配利潤は除外すべきである。この所得は通常法人税法上の利益をもととして(事業の営業及び営業外の収支から)計算されるので、これを国民所得上の所得概念に適合せしめることはむづかしいが、例えば法人の政府赤字公債利子受取(法人利潤を過大に評価することになるから)、損害保険金の収入分(資本充当分ののぞく)をのぞく必要があり、さらに単なる資本の利益(例えば証券の価値騰貴等による利潤)はのぞき、また資本の損失も差引くべきである。〔註1〕

なお右の法人所得はのちにのべる在庫品評価調整後のものでなければならぬが、経済審議庁の昭和二十六年国民所得報告ではその調整は試算の域を脱していない。したがつて物価上昇期には名目的所得が計上されることになる。

官公事業所得または剰余(註2)は鉄道、電信、印刷、森林、専売、資金運用部等の国の事業特別会計や、地方公共団体の鉄道軌道、水道、瓦斯等の公共事業会計の經常勘定の損益である。鑛貨生産に伴う造幣局益金は、それが貨幣破損に備えて同会計の資金部に積立てておかれる性質に鑑み、一応国民所得に含めることについては問題がある。また専売益金中間接税相当部分も所得には算入しない。なお右に掲げた政府企業以外の政府会計の、民間への投資に基づく配当利子収入は含めるべきである〔註3〕。多くの中央及び地方政府の会計のうち、官公事業所得としてこの項に取り上げる事業会計の範囲画定の基準は、概ねその費用を経常的な事業収入(これは特定の用途を定められている)でカバーしていることを原則としているものに限ることが通常の取扱である。

〔註1〕 米国商務省の国民所得概念では資本損失は便宜上のぞかぬようである。

〔註2〕 米国商務省は分配国民所得を通常国民所得とよんでいるが、これには官公事業所得を含ませていない。またクツネットは政府事業剰余のみならず、政府全体を、政府用役を租税と引換にして事業を行いうる一つの巨大な企業と考え、収支の剰余を国民所得に加えることとしているようである。(シヤウプ国民所得分析の原理)

〔註3〕 国際連合報告によると、この項目は個人所得の利子や配当の項目には含めていないが、支払所得(分配国民所得に相当するもの)の利子及び配当の各項目に、各政府会計の財産からの収入として区分計上している。

二、調整項目

つぎに国民総生産費の概念をうるためには、何故に分配国民所得に調整項目等を加えるべきかの理由について、やや詳細にのべよう。

前述の如く、分配国民所得が純生産物を要素費用で評価したものであるにたいし、国民総生産費は市場価格で評価され、資本減耗分を含んだ総生産物であるため、この間の調整を必要とするのである。

(1) 間接事業税

間接事業税及びそれに類する税外負担としては、販売上の租税である消費税、事業活動に対し賦課される事業税(固定資産税等を含む)や、税外負担として事業に課せられる免許料、手数料、罰金等であるが、これらの諸税は支払時点ではなく発生時点とらえられる。

これらの税的負担を調整するわけは、分配国民所得の推計は要素費用によつて評価されているので、市場価格で評価された国民純生産とその範疇を同じくするためである。例えば煙草の販売価格を一、〇〇〇円とし、その費用区分を見ると、原材料を仮に零として賃銀が二〇〇円であるとすれば残金がすべて間接事業税とみなされる専売益金となる。この場合分配国民所得では、労働者に支払われる賃銀二〇〇円だけが計上され、他方国民総支出は、この例では個人消費支出のみであるが、それは市価であらわされるため一、〇〇〇円となるから、その費用をあらわす国民総生産費とのギャップとしての八〇〇円を調整する必要があるのである。

(2) 補助金

この項目は国民所得から控除すべき項目であつて、政府から事業に対して支出される各種補助金、例えば価格差補給金や損失補助金等があげられる。

この項目を調整項目とするわけは、国民総生産や国民総支出は市場価格で評価されている関係上、それだけ分配国民所得より一般に低く評価されているからである。例えば生産者価格より消費者価格を安くするため生産者に交付する価

格差補給金は、個人消費支出の評価を低くする一方、このような支出そのものは単独では生産物と見なされず一種の振替支出であるから、国民総支出の一項目である財政支出には含められない。しかしそれは国民所得では農業生産諸要素に分配されるのである。

また輸入食糧にたいする価格差補給金の場合、例えば、国内米価より輸入米価が高価なため、米の消費者価格が輸入米と国内産米が同一になるように一般会計から食糧管理特別会計へ繰入れる場合、この繰入がなければ食糧管理特別会計が赤字を出し国民所得がそれだけ低くなるが、繰入によりかかる事態はおこらない。これに対し個人消費支出は安い公定価格であらわされているのでそのギャップを調整するため、分配国民所得からこの項目を控除するのである。

また政府の損失補助は、例えばある企業の生産物価格を他の物価に比しひくく据置くために生ずる損失を一般会計が補填する場合であつて、それを調整項目とするわけは食糧の場合と同様である。

以上によつて、国民所得と国民総生産費や国民総支出とをバランスさせるためには前者に間接税を附加し、補助金を控除しなければならないこと理由を、バランス上から一応述べたが、さらにその理論的な意味をさらにくわしく考えてみよう。

租税政策による間接税は企業自体に課せられるものであり、その徴収は要素費用の分配とは無関係に、むしろ税額だけ生産物価格そのものを引上げ、財貨の購入者へ前転される傾向にあると考えられる。すなわち直接税と間接税の構成割合の相違によつて生産物の価値自体の大きさはかわらないが、間接税の徴収は市価をひき上げるから、生産物価値を実際に評価するさい、間接税込の国民所得ではそのときどきの租税政策によつてその額が左右されるので、国民所得の時系列の比較のさいに不都合を来すのである。すなわち、このような関係から国民所得の額を租税政策から中立にして

おこうというのが、間接税ぬきの要素費用で国民所得を評価するわけである。

なお、政府サービスの価値はそのままでは最終生産物でなく、そのうちから中間生産物を除いた残余をもつて最終生産物をうるという考え方から、この中間生産物の価値が間接税によつて測られるとなし、企業の間接税支払は政府からのコスト・サービス（中間生産物）購入に一致するとして、国民所得には間接税を算入しないという見方がある。しかし実際、企業はかかる中間生産物をその生産のために購入するわけではなく、また間接税とコスト・サービスとが一致するという保証もないから、このような考え方には問題がある。

しかしながら、右のような考え方に類似するものとして、つぎのごとき厄介な考え方をするもの（旧ドイツ国民所得）もある。

すなわち、間接税を全部国民所得から落とすと、少くとも政府からの消費サービスに伴つて発生した所得だけ国民所得が低評価となるとし、政府からのサービス（消費サービスとコスト・サービス）が間接税を上廻つた場合の差額は、政府からの消費サービス部分であり、その部分を国民所得に附加するというのである。

さらに上記の取扱において、間接事業税の範囲をいかにとるかは難かしい問題であり、それは通常、租税のうち、前転されるもののみをその範囲としている。

米国商務省では、一九四七年以前は間接事業税（Business Tax）に法人所得税と超過利潤税をいれていたが、一四八年以降は含めないこととしている。

つぎに補助金、とくに価格差補給金は間接税とは逆の意味をもつのである。多くは低物価政策によつて、この補助金は価格の構成要素たる要素諸費用に影響を与えることなく市価を引下げた役割を果していると考へうる。したがつて市

価によつて国民所得を評価すると、国民所得は補助金部分だけ少くなる。かくて補助金政策のために、国民所得の大きさが人為的に絶えず動くので、それから中立的な立場をとるために、国民所得を要素費用のみで計算するのである。

なお米国商務省では政府事業剰余から補助金を差引いたものを国民所得から除外しているが、それは、政府事業は多分に租税政策又は社会政策的見地から行われるものであり、その剰余は間接税的色彩があり、赤字欠損は社会政策、低物価政策における補助金として政府支出の増加であると見るからである。わが国では、前者は専売益金に相当し、後者は終戦直後、鉄道旅客運賃が他の物価に比較して低かつたために生じた赤字等に相当するのである。われわれの取扱いは、専売益金は間接税と見るが、赤字補填については、一応補助金と見なすけれども、長期間の比較、とくに最近のごとく該事業が独立採算制による企業的性格を帯びていることから、赤字そのものを要素費用（政府企業の負の利潤）と見なす方がむしろ妥当であろう。

(3) 事業振替支出（註1）

これは例えば、消費者貸倒金を事業が穴埋めする分、慈善団体等への事業の寄附金、広告等のために出す景品等で、利潤を計算するさい税法上損金と認められ控除されているものをいう。まず貸倒損失とは、事業がその売掛金の回収不能等によつて起る欠損に充てるために、平素の利益の中から積立てておくいわゆる貸倒準備金で、その一定限度迄は税法上欠損金として扱われ課税されない（昭和二五年四月の第一次シャープ勧告に基く法人税法の改正による）。従つてこの部分は、国民総支出面では売上額に算入されるが、分配国民所得には入らないのである。

例えば、企業が一〇〇円の生産物を生産し、貸倒準備金二〇円を損金としておとす場合には、個人が実際に事業へ支払う金額、即ち個人消費支出面は八〇円ではなく、個人の借倒し二〇円も含んだ金額一〇〇円として計上

される。他方、企業は所得として個人へ八〇円支払うので、この分配国民所得八〇円と個人消費支出一〇〇円とのギャップを調整するため、貸倒準備金二〇円を分配国民所得八〇円に加える必要があるのである。〔註2〕

これらの事業振替支出は、すべて生産の要素として支払われるものでないから、分配国民所得に算入するわけにはいかないが、市場価格の一部分となつているので、市価で評価された国民総支出に見合らすためには、加算調整する必要が生ずるのである。

なお税法で否認され損金とならなかつた費用は、資金の処分等として取扱われるので本調整項目の対象とならない。

〔註1〕この項目は経済審議庁の昭和二十六年国民所得報告では掲げられていない。

〔註2〕この調整の仕方には、右とは逆に、個人消費支出は一〇〇円ではなく、貸倒準備金二〇円を控除した八〇円としてあらし、分配国民所得八〇円とバランスさせる方法もある。

(4) 資本減耗引当

資本減耗引当は三つの要素からなつていゝことはさきにもふれておいたところである。それは(a) 減価償却(b)固定資本に対する偶発損 (c)経常費にあてられた資本の経常損失である。(b)は時価ベースで評価されるが、(a)は多くは時価でなく原価をもととして評価される。

(a) 減価償却

これは農家や個人商工業主にたいするもの、法人企業、官公事業、その他非営利機関にたいするもの、及び自己所有家屋に対するものからなる。

この減価償却の評価の基礎は、耐久資本財の^〇経常的減耗(当該期間の経済活動によつて消耗した資本の価値で当該期間の生産物への価値移転分)に備えて収益から控除される費用で、税法上において認められているものであるが、時価ベースで評価されていないので、耐久資本財の取替を可能にしない場合もおこる。

なお農家については、わが国の経済審議庁国民所得課や米国商務省国民所得部は、再製時価ベースで評価した償却を計上している。

また減価償却に類する資本減耗には、まだ耐用命数があるにかかわらず、企業間の競争等のために廃棄される価値に備えて、予め年々の費用(または廃棄年度の損失とされることもある)として経理される陳腐化(obsolescence)がある。

更に、元価償却(減耗 depletion)と称するものがあり、これには鉱産物の発見又は獲得に要した費用ではかられた投下資本価値の減少の補填費用をあらわす費用減耗(cost depletion)と、鉱山埋蔵量によつてはかられた資本価値の減耗をあらわす発見減耗(discovery depletion)とがある。しかし特に後者の場合は実際の減耗資本価値以上のものが費用と見なされ、附加価値を過少に見積るおそれがあるので、米国商務省では depletion のすべてを費用と見なさない立場をとつてゐる。

(b) 固定資本に対する偶発損(民間と政府事業分)

これは先にも述べたこととくであるが、工場建物機械等の固定資本や森林等が火災や風水害等によつてうけた損害は、通常個々の企業によつて固定資本の減耗に備えて経常的に行われている償却引当費でカバーされるものでない。この損害の物理的価値は民間総資本形成の一部分であるが、これは固定資本にたいする損害保険においてその企業が支払う保険料に帰属利子を加えたものから保険会社の提供するサービスを控除した部分、即ち保険金と責任準備金等の増加と

の合計によつて測定されう。

なお修繕しうる偶発損失に対する費用は経常費用であつて、投資と認められないから、本項には入らない。また在庫品の滅失分は、資本形成における在庫品純増減で損失の純額がしめされているので、本項に含まれない。また道路や構築物の損害は必要な経常経費として扱われ、民間総資本形成に入らないから除かれる。

(c) 経常費にあてられた資本支出 (capital outlay charged to current expense)

この項目〔註〕も先に述べたが、個々の事業において、耐久資本財のうち、ドリル、工具等の小道具、耐久包装用具、さく井のケーシング等のような比較的耐用命数も短い小物の購入は、資本勘定で処理し償却資産として取扱うよりも、むしろ損益勘定の経費として処理している。

このような小物は、これを、国民総支出の計算において、新規耐久資本財の購入として総資本形成の一部と見なす一方、国民所得計算においては経費として利潤からおとすとすれば、国民所得から国民総生産を推計するには、国民所得に附加調整する必要があるのである。

〔註〕この項目は経済審議庁の昭和二十六年度国民所得報告では掲げられていない。

第四節 個人所得

最近のわが国の所得税法における課税基礎所得は、源泉課税である勤労所得等と、申告納税である農林業やその他の営業等の所得からなるが、ここにいう個人所得はこの課税基礎所得とほぼその範囲を等しくしている。個人所得は他の国民所得統計集団と異り、国民の購買力を最もよく反映するものであつて、その処分の形態である個人税、個人貯蓄、

個人消費支出と対応して、個人所得と支出バランスを構成するものである。

ここに個人所得とは、ある国に居住する個人が、民間事業や官公機関等のすべての源泉から、一定期間中の経済活動に基いて実際に受領した所得であり、さらに中央及び地方の官公庁や事業からの振替所得を含んでいるが、個人間の單純な移転所得や財産の移転に伴う単なる収入はふくまれない。先に述べた分配国民所得は一定期間中に発生した所得を表わすものであるが、この所得はある期間中に実際に受領されたものを示すものであることに注目すべきである。

なおここにいう個人とは、前に述べた生産諸要素を提供する永住者（わが国の総理府統計局が行つてゐる労働力調査の対象は、調査の時点を中心として概ね一箇月以上居住する内外国人——但し駐留軍を除く——としてゐるが、永住者の定義を下すさい参考になると思われ）のうち、普通にいわれる個人（即ち法人企業や政府企業以外のもの）ばかりでなく、個人に用役を提供する非営利団体（例えば労働組合等であるが、事業に用役を提供する団体、例えば各種の産業協同組合等は含まれない）等が含まれるのである。ミルトン・ギルバートもいつてゐるように、株式会社等の法人の所得は、会社自体にたいしてではなく、居住者である株主に発生するものであるが、実際に株主に支払われるもの、配当とか剰余金分配等であり、社内に留保された利潤は支払われぬ。従つて前者は個人所得へ算入されるが、後者は算入されないのである。

個人所得の構成は次のことである。

(一) 被傭者報酬（又は純勤労所得）

(イ) 賃金俸給

(ロ) その他